

平成18年9月1日

各 位

アイフル株式会社
代表取締役社長 福田 吉 孝
(コード番号 8 5 1 5)
(上場取引所 東証第1部・大証第1部)
問い合わせ先 広報部長 香山健一
TEL 03-4503-6050(広報部)
03-4503-6100(IR室)

コンプライアンス徹底への取り組みについて

先般、弊社の法令違反に対し近畿財務局より処分を受けたことにつきましては、お客様はもとより、株主をはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑やご心配をおかけすることとなりましたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

現在、弊社では、一切の再発を防止すべく、当局に提出した業務改善計画に基づき、法令違反に直接的に関与する規定等を見直すなど、社内態勢の整備を鋭意進めております。また現在は、信頼回復に向け、更なるコンプライアンス態勢の強化をすべく、社外有識者の視点による提言を踏まえながら、法令違反に至った根本原因の徹底究明に尽力しております。

上記進捗状況についてお知らせいたします。

1. 行政処分関連事案への対応状況

今回の行政処分と同様事案の再発を徹底的に防止するため、本件事案に直接的に関与する業務や規定・ルール等を全社網羅的に整備致しました。

(1) 組織関連

全社的にチェック態勢を強化

全店・全コールセンターのコンプライアンスチェック態勢及び検査態勢を強化致しました。

業務管理部の新設

- ・法令改正や社内規定改定時における対応状況・コンプライアンス施策の浸透状況についての全社的な把握・管理
 - ・請求業務を行っている部門(カウンセリングセンター・管理部)のコンプライアンス関連のチェック及び教育
- 検査部人員を大幅に増員

(2) 規定関連

成果主義・目標制度の撤廃

営業店・コールセンター等においてより適正な業務遂行が為される様、06年4月から評価基準を個人・店舗の業績と連動しない形式とすることで、従来までの成果主義に基づくものから、コンプライアンスを重視した評価制度に変更しております。

貸付業務に関する規定・ルールを厳格化

過剰案内の撲滅や、より一層の与信の適正化、各種トラブルの防止を図るため、お客様へのご案内ルールや各種規定について今までより一層の厳格化を行いました。

債権の請求業務に関する規定を厳格化

債権の請求業務に関する規定につきましては、過去より見直しを行っておりますが、お客様の勤務先への架電の全面禁止をはじめ、更なる厳格化・見直しを行っております。

(3) 社員教育

全社員勉強会の実施

法令違反に至った根本原因の把握及び再発防止、及び法令遵守の意識強化を目的として、行政処分5事案に関する勉強会や、貸金業規制法、コンプライアンスに関する勉強会を実施しております。

コンプライアンスに関する検定の導入

社外検定：「コンプライアンス・オフィサー検定」、「個人情報保護オフィサー検定」

管理職への昇進条件として、全役職者に対し上記両検定の合格を義務付けております。

社内検定1：「法規管理者検定」

全店舗・部署にコンプライアンス管理者を配置することを目的とし、全役職者を対象に取得を義務付けております。

社内検定2：「業務資格検定」

お客様と接する全ての業務について、所定の知識・技能を有することを確認した上で就業させることを目的にしており、一般社員を対象としております。

(4) 検査・モニタリング

検査機能の強化

定期検査の実施サイクルを従来の12ヶ月から6ヶ月に短縮し、全社のチェック機能を強化しております。

(参考) 4月~8月までの検査数

- ・検査部による検査臨店数：431店舗
- ・検査部によるコールセンター内部署検査数：18部署（全部署について完了）
- ・営業本部による臨店数：115店舗

債権請求部門におけるモニタリングの強化

債権請求部門のモニタリング専門部署として、業務管理 2 課を新設致しました。債権請求部門における全通話を録音しチェックすることで、モニタリング機能を強化しております。

2.法令違反に至った根本原因の究明状況と抜本的改革の着手

規定やルールの整備・強化による再発防止への直接的対応に加え、真にコンプライアンスを尊重する企業風土の確立を実現するため、6月5日を以って全社横断的な「信頼回復プロジェクト」を開始致しました。本プロジェクトは、社内からは見えにくい「組織風土・カルチャー」にも徹底的に踏み込んだ上で、法令違反に至った根本原因を究明するためのものです。後述の社外有識者の方々のご支援による“第三者の視点”を最大限に取り入れながら、抜本的な改革案の策定に着手しております。

(1)社外よりご協力を頂いている方々

中島茂弁護士との法律コンサルティング契約の締結

社外の厳しい視点にて客観性を担保した改革を遂行するため、7月より来年3月末までの予定で中島経営法律事務所（代表弁護士：中島茂）と、法律コンサルティング契約を締結致しました。中島弁護士は、コンプライアンス・企業危機管理にて多くの実績を持つことから、弊社における法令違反の再発防止とコンプライアンス態勢の確立に向けた助言・支援を行って頂きます。

外部アドバイザーとのコンサルティング契約の締結

コンサルティング会社に、外部アドバイザーとして参画頂いております。要因分析や対応策のみならず、弊社のコンプライアンス面での姿勢やあり方等をはじめ、業務遂行面、組織面、コミュニケーション面におけるチェックや提言を頂き、第三者視点を最大限反映させていきます。

(2)現在までの調査内容及び進捗状況

経営層を含む課長補佐以上の役職者を対象にヒアリング、アンケートを実施

第三者機関（上述のアドバイザー会社）により、役員・部門長に対し法令違反に至った根本原因及び弊社の現状や課題についてのヒアリング、及び全課長職・課長補佐職に対し、法令違反に至った根本原因に関連したアンケート調査を実施し、取りまとめ作業に着手しております。

課長・支店長以下全社員に対する社内アンケート調査の実施

原因の徹底究明のために、課長・支店長以下全社員を対象とした調査を8月9日～15日及び8月17日～23日に実施致しました。

弊社取引先等へのインタビュー実施

調達先金融機関等、弊社取引先やメディアに対し、外部から見て問題と捉えている点についてヒアリングを行い、弊社の課題抽出を行っております。

法令違反に至った根本原因の追究及び現状の課題

上述の社内調査を行った結果、「目標制度による業績至上主義（目標）」を主要因として、「人事制度（人事）」「コンプライアンス教育の不足（教育）」「内部チェック体制の不備（検査）」等が挙がっています。現在は、これらも含めた上で、根本原因の追究及び現状の課題抽出に取り組んでおります。

3.今後の取り組みについて

今後は、根本原因を特定した後、全役員、全部長によりその問題点・課題認識を共有いたします。それらを踏まえた上で、全社的な対応策を検討し、これを実行してまいります。

また、これらの施策と、その進捗状況については、弊社ホームページ等においてご報告してまいります。

以 上